

Subject: 小池神社選挙ポスター板の設置及び境内の有料駐車場の利用等について(お願い)

From

Date: 2023/04/20 木 14:46

Tc @city.toyohashi.lg.jp

CC

2023年4月20日

小池神社選挙ポスター板の設置及び境内の有料駐車場の利用等について

豊橋市選挙管理委員会事務局長 様

小池神社責任役員 松野哲三

私たち氏子総代は、小池神社をご利用いただける地域の皆様に少しずつ寄り添って、小池神社が今後も地域から親しんでいける場所として継続していけるように日々少しずつ活動に取り組んでいるところでございます。

さて、近日、少しづつ話題になっている件名の事項について、次によりご案内いたしますので、ご対応いただければ幸いです。

一つ目が小池神社選挙ポスター板の設置について下記1にてお知らせいたします。

2つ目が小池神社境内の有料駐車場の利用等について下記2にて記載していますので、ご回答願えれば幸いです。

記

1 過日2023年4月5日、小池神社境内のフェンスに看板設置業者が選挙ポスター板を針金等で直接巻き付けていたことから、看板設置業者に当方がお話した概要でございます。

・当方からは、当神社の当該フェンスはかなり傷んでおり、大きな板を括り付けると強風などで歩道に倒れる可能性があることから境内のフェンスに針金等で直接括り付けるのは適切でないこととお話しいたしました。

・当該設置業者からは、選挙管理委員会から神社のフェンスに直接取り付ける指示で行っているとのこと。また、当該設置業者は今後のこともあるので、この旨を選挙管理委員会に伝えるとのこと。

その後、この件に関してはどこからもお返事がいただけていないことから当メール文書でお知らせいたします。

なお、選挙ポスター板の設置について、設置事業者も現場の状況から苦慮している状況も伺えたことから、選挙管理委員会の立会のもと現場の状況を判断して設置することと考えられると思われたところでございます。

また、選挙管理委員会等から小池神社境内のフェンスへの設置許可願い、設置場所の借用等の契約等の行為、それにかかわる貸地料の受領の記録も何年来無いようでございます。

これらのことは選挙においては一般的にこのような扱いとなっているのでございますでしょうか。

今までの経緯が当方ではわからなくなっていることからご教授をお願い申し上げます。

2 選挙にかかわる小池神社境内の小池公民館使用時の自動車の駐車について

近年40年以上前から、車社会になり、公民館を教室等で利用する方が車で乗り入れ、小池神社が境内に経営している月極駐車場と契約している氏子等が契約区画に無断で長時間駐車しているとのことで、近隣住

民も確認しており、契約者からは泣き寝入りをしている状況があるとの情報が入りました。

また、選挙時等においても、選挙時間帯はかなりの多くの車が有料駐車場区画に無断駐車をしており、こちらも駐車場契約をしている氏子から、泣き寝入り状態であるとのことでした。

なお、小池公民館を管理する小池町からは、選挙時には公民館はお貸ししているが、駐車場は感知していないとのことでした。

小池神社内に設置されている小池公民館には公民館専用の駐車場はありませんでした。（この経緯については言い伝えられておりませんのでわかりません。）また、参拝者駐車場は鳥居の前にかかなり以前から設置しているところです。

これらのことから、先日、2023年4月18日の小池公民館運営委員会が開催された折に、小池神社から公民館接続する場所に4台分の駐車場を小池公民館に無償で貸し出すことを決定し、公民館駐車区画に看板を設置したところでございます。

また、小池神社から公民館を管理している小池町に、公民館利用時は、今回決定した公民館接続の4台の駐車場を利用いただき、それ以上に駐車場が必要となる場合は公民館を利用する主催者側から駐車場整理要員を配備いただく等お考えいただき契約者から苦情が出ないような配慮が必要と考えていることをお話ししています。なお、それでも駐車できない場合、有料駐車場の利用を小池神社に申し出るようお願いしています。

なお、選挙等の時においても、当該駐車場は上記と同様と考えられることから、ご配慮を頂くことが適切であると考えているところでございます。

豊橋市選挙管理事務局におかれては、これらの事情をご理解、ご検討いただき小池神社へご回答願えれば幸いです。

—1sDSC03231.JPG—